

八尾市立衛生処理場水質関係測定分析業務仕様書

本仕様書は、八尾市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する八尾市立衛生処理場水質関係測定分析業務について適用するものであり、受注者は、以下に示す要領に従つて、環境計量証明に基づく測定を行うものとする。

なお、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 測定箇所及び測定項目・件数

(1)

測定箇所 測定項目	調整槽 受注者 採水分	中継槽		沈殿槽上澄		放流水	
		II系 (受注者採水分)	発注者 採水分	II系 (受注者採水分)	発注者 採水分	II系 (受注者採水分)	発注者 採水分
pH	24					24	
BOD	24			24	28	24	28
COD	24			24	28	24	28
浮遊物質	24			24	28	24	28
アンモニア性窒素	24	24	28			24	
亜硝酸性窒素		24	28			24	
硝酸性窒素		24	28			24	
大腸菌数						24	

※ 受注者による採水は、各月第1・第3水曜日の2回、合計24回とし、衛生処理場現場職員による採水は、各月第2・第4・第5水曜日の2回もしくは3回、合計28回とする。（施設の運転管理状況により、前後する場合がある。）

なお、発注者採水分については、翌日までに引き取ること。受注者の手配及び費用負担による宅配便等でも可とする。

(2)

(年1回、5月)

測定箇所 測定項目	放流水
ダイオキシン類	○

2 分析方法

① pH	JIS K 0102-1 12
② BOD	JIS K 0102-1 18
③ COD	JIS K 0102-1 17.2
④ 浮遊物質	昭和46年環境庁告示第59号付表8
⑤ アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.2 及び 13.4
⑥ 亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14
⑦ 硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15
⑧ 大腸菌数	昭和37年厚建令第1号別表1
⑨ ダイオキシン類	JIS K 0312

3 その他

- (1) 測定の実施については、発注者の指定する日時に行うものとする。
- (2) 測定結果の報告については、測定実施後10日以内に書面2部をもって、発注者に通知するものとする。ただし、ダイオキシン類に係るものについては分析完了後30日以内に報告するものとする。
- (3) 環境への配慮

発注者は、環境配慮活動に取り組んでいることから、本仕様書に基づく作業については可能な限り環境負荷を低減させるよう配慮すること。

また、以下の事項についても可能な範囲で行うよう努めること。

- ・報告書に使用する用紙は再生紙とし、両面印刷を行う等使用枚数の削減に努めること。
- ・業務実施等に係る自動車の使用については、極力低公害車を使用すること。
- ・当業務に伴って発生する廃棄物については、適正に処理するとともに可能な限り低減すること。

以上